

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2020年11月12日時点

👉 クリックするとHPに飛びます

世帯や個人の皆様

給付	全国全ての人々に	特別定額給付金	申請受付終了	一律 1人 当たり 10万円 申請は郵送又はマイナポータルで	—
	子育て世帯の方々に	子育て世帯への臨時特別給付金	実施中	児童手当受給世帯に対して子ども 1人 当たり 1万円 改めての申請不要	各市区町村の窓口まで
	生活が苦しいひとり親世帯の方々に	ひとり親世帯への臨時特別給付金	実施中	児童扶養手当受給世帯等に対して 5万円 (第2子以降は +3万円) さらに、収入減の場合 +5万円	各市区町村の窓口まで コールセンター 0120-400-903 (9:00~18:00 土、日、祝日を除く)
	休業期間中、賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	実施中	中小企業で働く従業員に対して月額最大 33万円 を支給	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 (平日8:30-20:00, 休日8:30-17:15)
	休業による収入減で住居を失うおそれ	住居確保給付金	実施中	原則 3か月 , 最長 9か月 家賃相当額を支援	お住いの市区町村の自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 (毎日 9:00-21:00)
	アルバイト収入減で学業継続が厳しい	学生支援緊急給付金	実施中	大学・短大・高専・専門学校生等 1人 当たり 20万円 (住民税非課税世帯) 10万円 (上記以外)	各大学等の学生課等の窓口まで
貸付	収入減で生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援資金	実施中	最大 80万円 (二人以上世帯) 最大 65万円 (単身世帯) ※延長すれば、最大140万円、110万円	市区町村の社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999(毎日9:00-21:00)
	収入減で保険料が払えない	国民健康保険料等の減免	実施中	国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等を減免	各市区町村の窓口まで
猶予・減免	生活が苦しくて税、公共料金が払えない	納税猶予、公共料金の支払猶予	実施中	国税・地方税、電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の各種公共料金の支払を猶予	国税 → 国税局猶予相談センターまで 地方税 → 各地方団体の窓口まで 各種公共料金 → 各事業者まで

中小・小規模事業者等の皆様

給付	売上が半分以下※で事業の継続が苦しい ※1~12月のどの月でも	持続化給付金	実施中	中小法人等 最大 200万円 フリーランス含む個人事業者 最大 100万円 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者、2020年新規創業者向けの申請も開始	持続化給付金事業コールセンター 0120-279-292 (土、祝日除く8:30-19:00)
	家賃の支払いが苦しい	家賃支援給付金	実施中	一定の売上減少要件を満たす事業者に 中小企業等 最大 600万円 ※1 個人事業者等 最大 300万円 ※2 ※1 最大100万円/月 (給付率2/3, 1/3) × 6ヵ月分 ※2 最大50万円/月 (給付率2/3, 1/3) × 6ヵ月分	家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930 (土、祝日除く8:30~19:00) 7/15~申請サポート会場も順次開設
助成	雇用を維持できない	雇用調整助成金	実施中	雇用を維持する中小企業は一律 10割 助成 日額上限8,330円→ 15,000円 に引上げ	お近くの都道府県労働局 またはハローワークまで コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00-21:00) 8月25日からオンライン申請開始
	事業再開に向けた投資をしたい	持続化補助金	実施中	小規模事業者等に 最大150万円 を補助 〔最大100万円までを 最大3/4 補助〕 最大 50万円 を定額補助 ナイトクラブ、ライブハウス等は最大200万円	お近くの商工会 または商工会議所まで
貸付	売上減で資金繰りが厳しい	実質無利子・無担保融資	実施中	3年間無利子 , 最長 5年間元本据置 日本政策金融公庫等に加え、5月より地銀、信金、信組等でも利用可	日本公庫 → 0120-154-505 (平日) ※休日も別途相談窓口を設置 商工中金 → 0120-542-711 (平日・土曜) 民間金融 → 0570-783-183 (平日・休日)
猶予・減免	売上減で税、社会保険料が苦しい	国税、地方税、社会保険料の納付猶予	実施中	売上が一定程度減少の場合、 1年間 、 無担保かつ延滞税なし で猶予	国税 → 国税局猶予相談センターまで 地方税 → 各地方団体の窓口まで 社会保険料 → 管轄の年金事務所、各都道府県労働局
	売上減で固定資産税が払えない	固定資産税・都市計画税の減免	実施中	売上が一定程度減少の場合、来年度は 2分の1 又は ゼロ に減免	相談ダイヤル 0570-077-322 (平日 9:30~17:00)

👉 詳細はこちらをクリック

👉 詳細はこちらをクリック

👉 国税の詳細はこちらをクリック

👉 詳細はこちらをクリック

👉 サポート会場の詳細はこちらをクリック

👉 オンライン申請の詳細はこちらをクリック

👉 国税の詳細はこちらをクリック